

寄付受入れの取扱いについて

昭和43年3月22日
労働福祉発第237号
理事長から各施設長あて

改正 昭和47年10月30日労働福祉発第880号	昭和50年2月3日労働福祉発第59号
昭和58年4月13日労働福祉発第285号	昭和63年11月28日労働福祉発第1061号
平成元年4月10日労働福祉発第293号	平成2年5月22日労働福祉発第431号
平成10年7月9日労働福祉発第1370号	

寄付受け入れ(無償譲渡を含む。)については、今後下記により処理することとしたので、了知のうえこの取り扱いについて遺憾のないよう配意願いたい。

なお書(省略)

記

- 1 本部において直接寄付の申込みを受けた場合は、その受入れの可否は理事長が決定することとする。
- 2 施設において直接寄付の申込みを受けた場合(不動産を除く。)は、その受入れの可否は施設の長が決定することとする。
ただし現金の寄付又は寄付1件について取得価額が10万円以上の物品の寄付の申込みのあつた場合は、次の関係書類を添えて寄付受入承認申請書(様式1号)により事前に理事長の承認を得るものとする。
 - (1) 寄付申込書(写)(申込者から提出されたもの)
 - (2) 寄付物件の明細書又は財産目録
 - (3) 評価調書(写)
- 3 不動産の寄付については、不動産管理規程〔現・不動産管理細則〕の寄付受納の規定により取り扱うものとする。
- 4 施設の長は、寄付受入れの可否を決定したときは、その旨を寄付申込者に通知すること。
- 5 施設の長は、寄付受入れの事務処理を完了したときは、寄付受入済報告書(様式2号)により理事長あて報告すること。
- 6 施設の長は、物品の寄付の申込みを受けたときは、当該物品の取得価額を定める等の必要性から、評価鑑定能力のある職員又は職員以外の者をして、当該寄付物品を評価せしめ、その評価調書を作成すること。
- 7 施設において現金(不動産を取得することを目的とした現金を除く。)の寄付を受入れた場合は当該寄付金を受領した日をもつて収入予算科目(雑入)において収入決定し、寄付の趣旨に添うため当該寄付金の支出を行う場合は別途理事長あて支出予算の示達方を申請するものとする。
- 8 現金以外の物品、不動産等の寄付受入れについては、予算上収入決定する必要はない。
なお、施設において受入れた寄付物品については、当該施設の物品管理役において管理するものとする。
- 9 寄付受入れに伴い本部、施設が取り扱う勘定仕訳は別表1及び別表2のとおりとすること。
- 10 削除

別表1

寄付受入れに伴う勘定の仕訳

(注)簿外物品として受け入れたものについては、勘定の整理は不要。

別表2

様式1~3(省略)

寄付受入れに関する基本方針について

平成3年7月10日労働福祉発第526号

理事長から各施設長あて

当団における寄付の受入れについては、「寄付の受入れの取扱いについて」(昭和43年労働福祉発第237号)により処理しているところですが、同通達は寄付受入れの手続きのみを定めているため、今般、下記のとおり寄付受入れに関する基本方針を定めることとしました。

寄付は寄付者の自由意思によるといわれる場合においても、寄付者に過重の負担を課することとならないよう、又、これを安易に受け入れることにより当団の会計を含めた事業活動の公正に疑惑の念を生ぜしめることのないよう、その取扱いは慎重にする必要があります。

このため、今後は前記通達のほか今回定めた寄付受入れに関する基本方針にも十分留意し、寄付受入れの一層適正な取扱いについて遺漏のないよう、よろしくお取り計らい願います。

記

寄付受入れに関する基本方針

- 1 寄付が自発的行為によるものであっても、理事長又は施設の長が弊害を生ずる恐れがないと認められたもの以外はこれを受納してはならないこと。
- 2 寄付が次の各号の一に該当するときは、当該寄付は弊害を生ずる恐れがあるものとし、これを受納してはならないこと。
 - (1) 当団が締結した契約の当事者(当該契約の保証人を含む。)その他現に当団と経済的な利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)からの寄付
 - (2) 利害関係者の地位にあってから2年間を経過しない者からの寄付
 - (3) 地方公共団体からの寄付で、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項に規定する自治大臣の承認を得ていないもの
- 3 2の(1)又は(2)に掲げる者からの寄付であっても、次の各号の一に該当するときは当該寄付の目的、計画、内容等を十分調査検討のうえ、あらかじめ理事長の承認を得てこれを受け入れても差し支えないこと。
 - (1) 寄付申込者が社会福祉等公益に対する寄付を目的として、当団以外の者に寄付を行った実績のある者であるとき。
 - (2) 寄付の申入れが寄付申込者の創業、設立等を記念し又は社会福祉等公益に対して寄与することを目的としたものであり、かつ当団以外の者も寄付の対象に含めて作成された計画に基づくものであるとき。
 - (3) 公益を目的とする法人がその設立目的に基づく活動として、病院の利用者その他不特定多数の者に便宜を供することとなる寄付金等の寄付を申し出たとき。
- 4 当団に寄付をした後2年間を経過しない者(地方公共団体及び前記3により受け入れた寄付の寄付者を除く。)と請負、売買、交換、借入、役務提供、業務委託等の契約を締結するときは、当団会計の公正に疑惑の念を生ぜしめないよう、当該契約の締結時まで、その者から受け入れた寄付金等を返還する等適切な措置をとること。
- 5 当団の予算をもって賄うべき諸経費を、寄付金等の形によって他に転嫁することは厳に慎むこと。